

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年9月4日 16時45分ごろ
発生場所	福岡県宗像市地ノ島南東方沖 鐘崎港西防波堤灯台から真方位305°1.0海里付近 (概位 北緯33°53.5 東経130°30.6)
事故の概要	プレジャーボート ^{アルシオン} ARSIONは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年9月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ARSION、27トン
船舶番号、船舶所有者等	141268、神奈川トヨタ商事株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人5人を乗せ、帰港の目的で手動操舵により約5ノットの対地速力で北東進した。</p> <p>本船は、船長がGPSプロッターの画面を見て往航時と同じ経路をたどりながら航行していたところ、前路の海面に小さな波を認めた直後、地ノ島南端から南南東方に拡延する浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は本事故の発生を海上保安庁に通報し、本船は来援した水難救済会の救助艇によりえい航された。</p> <p>船長は、本件浅所の存在を知っており、往路は高潮時だったので本件浅所付近を通航することができたが、復路は低潮時であることを失念していた。</p>
分析	本船は、船長が、本件浅所の存在を知っており、往路は高潮時で無難に航行できたものの、復路については低潮時であることを失念し、GPSプロッターの画面を見ながら往路と同じ経路をたどりながら航行していたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、本件浅所の存在を知っており、往路は高潮時で無難に航行できたものの、復路については低潮時であることを失念し、GPSプロッターの画面を見ながら往路と同じ経路をたどりながら航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	<ul style="list-style-type: none">・ 船長は、無難に航行できた海域であっても、潮汐によって航行できなくなる場合があるので、事前に水深を確認しておくこと。
--	---